

福岡県における生涯学習推進体制

森 本 精 造

(福岡県立社会教育総合センター)

はじめに

長年、本県における教育行政（特に社会教育の分野）に携わってきた者の一人として、現在でもそうだが、常に教育行政は学校教育が主流であるかのような錯覚のもとに、様々な教育施策等が展開されてきたような気がする。そのような風潮の中で、生涯学習という新しい風（理念）を、学校教育はもとより社会教育をも含めた教育行政の中に、どのような形で吹き込んできたのか、また、教育行政のみならず、一般行政の中でも県民を対象にした事業が数多く取り入れられるようになっていく現状の中で、知事部局まで取り込んだその理念の具現化のために、どのような推進体制を作り上げ現在すすめているのか、福岡県行政の例をもとに与えられたテーマにアプローチしてみたい。

1. 福岡県における生涯学習の取組の経緯

昭和56年6月、中央教育審議会が「生涯教育について」答申を行った。当時、本県では、県レベルにおける生涯教育推進の拠点とも言うべき県立総合施設（現「県立社会教育総合センター」以下「社教センター」という。）の建設に取りかかろうとしていた時期であった。そのころ、既に、秋田県や兵庫県では県立の生涯教育センターが設置され、生涯教育推進の取組も盛んに行われていた。また、昭和57年から文部省では中央教育審議会答申を受けて、各都道府県を対象とし、県レベルにおける生涯教育の推進体制を含む施策の構築等を促進する国の補助事業「生涯教育推進事業」が開始された。本県で

も、いち早く生涯教育の推進に取り組もうという思いはあったが、社教センターの建設に取りかかったところであり、一方で、「福岡県社会教育委員の会議」が社教センター発足に際し、本県社会教育振興方策についての建議作成に取りかかろうとしていることもあって、昭和57年度からの「生涯教育推進事業」補助事業を見送った経緯がある。「福岡県社会教育委員の会議」は、昭和57年から2カ年にわたり、本県における今後の社会教育推進の方向性等について検討を重ね、昭和59年3月、県教育委員会に対し「豊かな心を育て、活力ある地域社会をつくる社会教育の振興方策について」の建議を行った。この間、社教センターの建設も昭和57年1月から造成工事に着工し、昭和59年4月、福岡県立社会教育総合センターを発足させた。本建議では、これからの社会教育は、生涯教育の視点に立って推進すべきであり、その中心となるべき施設として社教センターを位置づけ、県教育委員会は「生涯教育推進会議」を設置し、本県生涯教育の推進方策を検討するよう提言している。このような状況を踏まえ、昭和59年度から文部省の補助事業を受けることとした。補助事業を受けなかった2年間に於いて、社会教育課を中心に、先進県の実態調査や本県の社会教育の実状・事業分析等について調査研究を行った。結果としては、この2年間の空白期間の調査研究がその後における本県生涯教育推進に大いに役立ったと思っている。

(1) 生涯教育推進会議の発足

ア. 本当に困った人が集まった

昭和59年頃は、生涯教育という言葉は広く使用されるようになっていたものの、行政の中でも障害者教育と間違えるといったこともあった時期で、まだまだ生涯教育についての理解は不十分であった。そのため、本県の生涯教育を推進するためには、そのための推進体制を整備し、まずもって行政職員に認識してもらうことから始める必要があった。生涯教育の概念から考えると、当然、知事部局等も含めた県全体での推進が不可欠となる。先進県の事例等を参考にしつつ、本県の場合は、日頃から県民に対する教育・学習の機会を提供している部局を調査し、声をかけることにした。そのメンバーとしては、それぞれの部局で事業の企画担当者である係長クラスの人々を正式なメンバーとすることにした。その理由としては、当時の縦割り行政の中で、

各部局や課が、県民や指導者等を対象として、現代社会の変化に適応するために必要と思われる事業を、各課独自の企画で展開しており、そのため、対象者が同じであったり、期日や内容等が重なったりしていることもしばしばで、しかも、そのことが当日間近になってしかわからないような状況であった。折しもその時期は、財政の緊縮を余儀なくされており、事業予算も縮小の傾向にあった。こうした中で、関係各課では事業企画担当者が一番、事業の効果的、効率的運営や少ない経費での充実した事業の展開等に苦慮しているという実態があった。それだけに、企画担当者が集まって話し合う好機であったが、実際に集まろうという呼びかけの段階では、生涯教育の考え方から説明しなければならぬということで正直なところ非常に困難が伴った。しかし、事務局を担当する社会教育課の職員が何回か足を運ぶ中で、理解も深まり、同じテーブルについて話し合おうという気運が高まった。結果的には、このメンバーの人達が本県における生涯教育（学習）を推進する重要な鍵になったと思う。

イ．総論賛成、各論に大きな壁

このような背景の基で昭和59年7月から7回にわたる準備会（事務局と学識経験者で構成）を経て、昭和60年2月、30名の委員による第1回の生涯教育推進会議（以下「推進会議」という。）を発足させたのである。当初の推進会議の中での討議結果の概要は次のとおりである。

- ① 他課、団体が実施している学習・教育・訓練事業について相互理解が不十分であることが確認された。
- ② 学習情報の提供や相談事業の実施についても、各課、団体間の相互理解が不十分なために他課・団体の学習情報や相談機能の活用が十分行われていない。
- ③ 広報活動は、各課、団体が単独で行うものが圧倒的に多く、民間メディアの活用、共同広報の試みなど広報の多様化、共同化が立ち遅れている。
- ④ 調査には含まれていなかったが、各課、団体が作成した教材・資料等が数多く存在することが判明した。しかしながら、相互の事業についての理解が不十分なためにそれが有効に活用されていない。

24 特集 生涯学習の施策と環境の総点検

- ⑤ 県民へのサービス向上，参加者の確保及び参加者層の拡大のために，各課・団体間の連携・協力・援助が必要であるが，具体的な方法上の実施モデルが存在しない。
- ⑥ 個別プログラムの作成上，参考となる事業テーマ及び主要講師のリストの作成が必要である。

このような実態が浮き彫りになったため，委員一同（特に行政職員）は，今後は相互に情報を交換しつつ連携していくことの必要性を痛感し，その解決に向けた推進会議の役割等についての事務局提案に対し大いなる賛同を得たのである。このようにして始まった推進会議であったが，各部局選出の委員の積極性も得ることができたので，すぐにでも事業の連携が可能であると事務局では考え，事業連携に関する具体的提案を始めていったのであるが，実際には連携の具体化を図る段階で大きな壁にぶち当たったのである。行政外の人から見れば些細なことかもしれないが，現実のタテ割行政の中では大変な課題が投げかけられたのである。その主なものは，

- ① 財源……事業の連携を図り一体化を進めるための予算を事務局で確保できるのか。
- ② 企画立案……事業の全体計画と各課事業との調整が事務局でできるのか。
- ③ 広報(人集め)……対象者への広報(案内)は事務局でやれるのか。
- ④ 主催者……連携は良いが主催者には誰になるのか，連携する以上，自分の部局・課名も表に出してもらわないと困る。
- ⑤ 会場……会場確保，事前の会場づくりも事務局でやってもらえるのか。
- ⑥ 器具・機材……事業に伴う器具・機材はどこが手配するのか。
- ⑦ 資料……共同の資料が作成できるのか，その調整・作業はどこがするのか。

等々であり，これらができなければ連携への協力は不可能という声がだんだんと大きくなっていったのである。

(2) 「社会教育委員の会議」との調整・連携の新たな芽生え

本県は，生涯教育推進本部や生涯教育（学習）審議会を設置しない中で，生涯教育の推進を図っていくという方向で進めてきたため，その中で重要な

役割を果たしてくれたのが、先にも述べた「福岡県社会教育委員の会議」であり、推進会議の大きな後ろ盾となった。昭和59年の本会議からの建議内容の骨子については先に述べたとおりであり、この建議を受けて、同年度に推進会議を設置した。当時、他県の状況は、生涯教育の概念から考えて、知事を本部長とした生涯教育推進会議またはこれに類する委員会が設置されているところが多かったが、本県の場合は、あくまで、社会教育委員の会議からの建議を受けての設置であり、県教育委員会機構の中、社会教育の一事業として推進会議を設置したところが他県の状況と大きく異なる。この背景には、第1に、本県の推進会議が「社会教育委員の会議」の建議を受けて設置されたためであり、第2に、生涯教育についての理解が定着していない本県の場合、一挙に県全体の生涯教育推進構想の策定までにはいたらないと考えたためである。第3に、当面は推進会議の委員を少数に絞り、実現可能なものから連携・協力して事業の推進を図り、徐々に生涯教育についての相互理解を深め、推進上の問題・課題を掘り起こし、その中から、本県生涯教育推進の方向性を求めようとしたからである。以後、推進会議での調査研究や協議事項等については、その都度社会教育委員の会議に報告をし、委員の意見を反映していく方法を探るなど、社会教育委員の会議と推進会議の新たな関係ができあがったわけである。

2. 推進会議における主な調査研究の成果

(1) 事業連携のための理念的枠組みの発想

盛り上がっていった推進会議も、各論のところで暗礁に乗り上げたが、生涯教育の推進の必要性を考えたとき、このまま引き下がるわけにもいかず、何とか打開策を見つけたさなければならなかった。その中で改めて考えたのが、今まで言ってきた連携は、一足飛びにガッツリ四つに組んだ連携ばかりを求めているのではないか、連携にもいろいろな段階やタイプがあるのではないかということで、試行錯誤の末考えたのが、新たな事業連携の理念的枠組みである。それは、原理的に生涯教育に関わる3つの要素を類型化し、それぞれの要素を組み合わせることで連携・協力の「理念」を創出しようとしたのである。要約して紹介すると、

「事業連携のタイプ」

- | | |
|--------------------|------------------|
| A. 事業情報の交換 | B. 事業のノウハウの交換 |
| C. 事業の連携（事業相互間の連携） | |
| C-1. 既存事業の連携 | C-2. 新しい事業の開発・実施 |

「連携可能な対象事業」

- | | |
|------------|--------------|
| 1. 類似事業 | 2. 対象者同一事業 |
| 3. 対象者類似事業 | 4. 目的が合致する事業 |

「具体的な事業の連携方法」

- | | |
|-------------|---------------|
| 1. 共同広報（募集） | 2. 日程・場所の調整 |
| 3. 資料の共同作成 | 4. プログラム内容の調整 |

この理念的枠組みを用いて3つの要素を組み合わせれば、どういう理由で異なった事業が連携し、どんな方法で連携が可能か、連携のタイプとしてはどれに属するか分類整理することができる。この理念的枠組みは、その後の新たな連携事業を生み出す大きな要素となった。

(2) 新しい連携事業（テナント方式）の実証的研究の成果

推進会議において、市町村で実施している住民のための学習機会提供事業の調査（61年）を実施し、事業実施に当たっての部局間、関係機関、団体等との連携を明らかにした。その調査から、連携の形態と方法には、大きく分けて次の三つの種類があることがわかった。

1. プロジェクト（実行委員会）方式
2. 共催方式（共催方式、「テナント」方式、「協賛参加」方式）
3. 後援方式

当面、生涯教育推進のための連携・協力に関し、工夫が必要となるのは第

2の共催方式であると考えた。当時の調査でこの「共催方式」の二つの変種を発見したことを記憶している。それは、「テナント」方式と「協賛参加」方式である。特に、テナント方式は、総合的な教育目標のもと、関係の部局がそれぞれ行政的には独立の形で事業を実施し、その事業をつなぎ合わせていく連携事業の方策であり、関係部局間の協議が行われ、起案から予算処置、事業の実施に至るまで事業の責任を各部局が個別に分担する。このテナント方式は、事業目的やサービス対象の共通性に着目して行われることが多く、利用施設、広報、資料の共同活用が可能となる。また、住民サイドからみれば、総合的な課題に対して多角的なサービスが受けられる利点を持っている。このような利点を生かして、推進会議では、本県の生涯教育推進のための連携事業として、昭和62年から「福岡県生涯教育推進公開セミナー」（後に、「生涯学習フェア・ふくおか」に名称変更）をこの方式でモデル的実証的研究として取り組むこととし、その実施に向けた展開を図っていった。事業の展開では、事務局が全体計画の立案をし、参加部局と協議を行い、事業の実施はテナントに参加した部局が個別に実施する形をとった。このテナント方式による連携事業の展開は、他部局の生涯教育に対する理解を深める結果となり、総合的な目標（テーマ）の設定によっては、多くのテナント課の参加が得られる結果となった。その後、毎年2回「生涯学習フェア・ふくおか」という同じ屋根の下で、生涯学習に関連する他部局、機関、団体、グループのテナント参加に変更して実施をすることとした。当初苦労した連携事業であったが、不思議なことに、回を重ねる毎に、同じテーブルについて他部局、機関、団体等が話し合うことに違和感がなくなってきたのである。本県のこのようなテナント方式での取組は、昨年、本県で開催された第8回全国生涯学習フェスティバル ―未知のわたしと出会う道―「マナビピア96」として全国的規模で実を結んだわけであり、このフェスティバルの開催は、これまで本県が事業連携について調査研究してきた集大成であったと考えている。

3. 生涯学習の推進に向けた新たな機構改革と諮問機関の設置

これまで取り組んできた「福岡県生涯教育推進会議」の名称を平成2年4月に「福岡県生涯学習推進会議」に名称変更を行ったが、推進会議の取組は

そのまま継続をする事とした。翌年、平成3年4月、福岡県教育庁機構改革に伴い、教育庁管理部の中に「生涯学習振興課」を新たに設置した。そのため、管理部の事務分掌に、「生涯学習の振興に関すること」を入れ、生涯学習振興課の主な事務分掌として、「教育行政の総合的企画及び調整に関すること」、「生涯学習の振興に関する施策の企画・調整及び指導助言に関すること」、「教育長が特に命じた事項に関すること」とした。（後に、「福岡県生涯学習審議会に関すること」を追加する。）従来の指導第二部社会教育課はそのまま存続させることになった。全国的な動向としては、従来の社会教育課を生涯学習課や生涯学習振興課に変更するケースが多くみられたが、本県としては、特に推進会議やテナント方式による連携事業を通して、生涯学習の概念を学校教育・社会教育を包括する総合的概念として県民にも普及啓発を行ってきたことや、文部省も、生涯学習局を設置し、社会教育課を残しながら、生涯学習振興課を新たに設置したことなどの影響も受けながら、結果的には、「生涯学習振興課」が設置されたのである。本県の「生涯学習振興課」の新設により、従来、社会教育課が担当してきた「福岡県生涯学習推進会議」の事務局を生涯学習振興課へ移管するとともに、知事部局との生涯学習に関する連絡調整や生涯学習の振興に関する事務を併せて移管した。しかし、生涯学習の観点に立った県民への学習機会の提供や学習情報の提供等は、従来通り、社会教育課がその事務を担当することとした。以後、生涯学習振興課と社会教育課は常に車の両輪のごとく、緊密な連携をとりながら生涯学習の推進を図っていくこととなる。教育庁の機構改革により、教育委員会内部ではあるが、生涯学習の推進に向けた推進体制の整備が整ったことになる。

このような機構改革の中、同年10月に県教育委員会教育長の諮問機関である「福岡県生涯学習懇話会」を発足させた。県教育長は、同懇話会に「福岡県における今後の生涯学習推進体制や当面する生涯学習の機会の整備等について総合的な調査・検討」を依頼した。県生涯学習懇話会は、約1年間にわたる調査・審議を行い、平成4年11月、「福岡県における生涯学習の振興方策について」県教育長に答申を行った。この答申は、本県におけるこれからの生涯学習推進体制の整備をどう図っていくか、また、生涯学習の振興方策をどう推進していくかについて、その基本的な考え方と推進構想を明確にした初めての生涯学習に関する答申でもあった。この答申の中で、「生涯学習

審議会」の設置、行政間における連絡調整組織「福岡県生涯学習推進本部」の設置、「生涯学習推進県民会議」の設置、「県立社会教育総合センターの機能の拡充整備」、広域的な生涯学習の振興のための「地域生涯学習推進会議」の設置などいくつかの具体的な提言があり、それらを受けて、本県の生涯学習振興が一層加速されていくことになった。

4. 審議会の設置と県行政の総合的推進体制の確立

「福岡県生涯学習懇話会」の提言を受け、翌年、平成5年4月「福岡県生涯学習審議会条例」を制定し、同年7月「福岡県生涯学習審議会」を発足させ、20名の委員に2ヶ年の任期で委嘱した。この審議会の発足と同じく、同年7月知事を本部長とする「福岡県生涯学習推進本部」を設置した。「本部会議」には、副本部長に、副知事・県教育長・県警察本部長を、本部員には、知事部局各部長を充てた。この本部会議の下に、県教育庁管理部長を幹事長とする「幹事会議」を設置し、幹事には各部主幹課長及び生涯学習関連事業を有している課の課長を、また、幹事が所属している課の職員で構成する「推進担当者会」をそれぞれ設置した。なお、この推進本部の庶務担当は県教育長管理部生涯学習振興課が担当した。この推進本部会議のメンバーは、本県の知事、副知事、各部局の部長、及び教育長で構成された県政推進の施策を検討する庁議のメンバー（出納長を除く）と同じであり、本県生涯学習の振興は、県行政施策の大きな柱として、以後、政策・審議及び決定を全庁あげて行っていくことになったのである。ここに、長年、本県の生涯学習の推進に関する連携事業の実証的研究から始まったいろいろな取組がようやく実を結んだことになる。しかし、考え方を変えれば、本県行政としての総合的な生涯学習の推進がようやくこれから始まったともいえる。

本県の生涯学習に関する審議機関と生涯学習を全庁的に推進する体制が整ったことにより、平成6年4月、知事及び県教育委員会が福岡県生涯学習審議会に対して「21世紀を展望した福岡県における生涯学習の振興のための基本構想及び具体的振興方策について」を諮問した。審議事項として、

- (1) 21世紀を展望した福岡県における生涯学習の振興のための基本構想について

(2) 社会人・職業人を対象としたリカレント教育の推進について

(3) 地域の活性化を図るための生涯学習の振興方策

の3事項を依頼した。この審議事項に関しては、事務局内部でかなりの検討と調整を行った。(1)については、生涯学習推進本部で本県の生涯学習についての基本構想を今後策定することになるので審議事項としては当然のことであったが、それ以外の審議事項を行うか、行うとすれば何を行うのか、原案作成の時点で各課の意見調整なり、修正なりにかかなりの労力を費やした。結果的には、今後、県行政と高等教育機関・民間と連携協力しながら総合的に取り組むことが予想されるリカレント教育の推進と地域の振興やまちづくりの推進を、生涯学習という新たな観点から全庁的に推進し、地域の活性化を図ろうということで、(2)及び(3)を審議事項とし、専門部会を設置して専門的に調査審議することとした。以後、約1年間の調査審議の末、平成7年6月、同審議会は、それぞれの審議事項に対して、知事及び県教育委員会に答申を行った。

5. 本県における総合行政としての生涯学習の推進構想策定

福岡県生涯学習審議会からの答申を受けて、推進本部で福岡県の生涯学習基本構想の策定作業に取りかかることになった。先進県の状況も参考にしながら、本県では答申の内容を基本とし、基本構想から一歩進んだ推進方策を織り込んだ形での「福岡県生涯学習推進構想」として策定することにした。本県の総合行政としての生涯学習推進構想にするため、福岡県の特徴を生かし、生涯学習社会の実現に向けた基本的視点とその方向性等を明確にするとともに、具体的課題への取組の方策を、推進本部の各部局各課と調整を図りながら推進構想策定の作業を進めていった。事務局を教育委員会の生涯学習振興課が担当し、知事部局も含めて生涯学習の推進構想を策定していったわけであるが、無理なく作業が進められたのも、壁にぶつかりつつ数年間にわたり推進会議を中心とした連携事業の研究の積み重ねがここで大いに生かされたと考えられる。作業を進めていく中で、各部局各課の行政職員の生涯学習に対する理解が一層深められ、最終的には、推進構想策定の目的を、「本県が目指すべき生涯学習の振興の在り方を明らかにし、生涯学習に係る施策

を総合的・体系的に推進する指針とする」とし、平成8年度から12年の5年間で構想実現の目途とした。推進構想の内容については、生涯学習審議会答申に示された考え方を踏襲し、生涯学習の振興に当たっての基本的な考え方を述べる総論編と知事部局、警察本部、教育委員会も含めた県行政の各分野における生涯学習関連施策並びに推進体制の整備、関連施設の整備充実など総合的な生涯学習の推進に係る施策の「現状と課題」及び「施策の方向」を示す各論編、それに資料編の三編とすることでまとめた。ここでは紙面の関係で、内容の紹介は省略する。この推進構想案は、推進本部会議での最終調整で決定をし、平成8年3月25日に公表した。現在、この推進構想を基に、生涯学習社会の実現に向けた具体的な取組を展開しているところである。

以上、福岡県の生涯学習に係る政策の展開及び推進体制の展開と若干の所見を加え論を閉じる。